

令和7年度 第4回和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画等推進委員会

令和7年11月18日（火）10:00～12:00

和光市役所6階 602会議室

【委 員】渋谷委員長、加嶋委員、柳下委員、大谷委員、原委員、牧委員、福地委員、古澤委員、辻委員、齋藤委員

【 市 】長坂福祉部長 地域共生推進課：渡部次長、山口課長補佐、輪島統括主査

【社 協】野川次長 地域福祉課：大野審議監、川村係長、塚本Co 相談支援課：蛭間課長

【傍聴者】1名

会議録

【事務局】

資料確認

■事前郵送

- ・次第
- ・資料1 和光市第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画 素案

■当日配付

- ・資料1-1 意見交換会等の計画反映箇所
- ・資料2 パブリックコメントについて
- ・資料3 第五次和光市地域福祉計画 表紙写真募集

ただいまから、令和7年度第4回和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画等推進委員会を始めさせていただきます。本日進行を務めます地域共生推進課の山口と申します。よろしくお願ひいたします。

なお、本会議は和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員15人以内で組織することとなっております。本日の会議は、鏑木副委員長、速水委員、高田委員、南條委員より欠席のご連絡を頂いております。田中委員がまだお見えになつてないので、出席の人数は10名となっております。

それでは、議事の進行を渋谷委員長にお願ひいたします。

【渋谷委員長】

それでは、早速始めたいと思います。

今日は最後の意見をいただくチャンスとなりますけれども、まだ少しあわからぬ部分もあると思うので、少し触れていただいてそこの部分を考えたいところがあれば、後でおっしゃっていただければと思います。スケジュールの問題がありますので申し訳ないのですが、忌憚なくおっしゃってください。

今、国の方も社会福祉法の改正という作業をしていてなかなか複雑な動きがあるのですが、方向性としてはこここの計画で目指していることは合っていると思いますので、身近なところでどういう問題があるかを、最後の時間というわけではないですがやりますので、ぜひご発言いただければと

思っています。

それでは、次第に沿って進行いたします。注意事項について説明させていただきます。

(会議は公開、傍聴者への注意事項、議事録作成のために録音するため名前の後に発言、議事録作成後に音声は消去)

それでは、次第に沿って議事を進めます。

議題 (1) 素案の検討について、配布資料に沿って事務局より説明をお願いします。

今回は、まず第1章から第3章を一括して説明していただきます。第4章以降は章ごとに進めます。それに対して、それぞれご意見ご質問をお願いしたいと思います。

【事務局】

資料1及び資料1-1に基づき、第1～3章を説明

【渋谷委員長】

ありがとうございます。意見交換会を非常に丁寧にしていただいたと思いますが、私の関心で申し訳ないのですが、お子さんたちの雰囲気はどうでしたか。意見を聞いたときはいかがでしたか。

【事務局】

こちらにつきまして、メインで行ったのが「子どもの権利について考えましょう」ということで、子どもの権利について考え、子どもたちに意見交換をしていただきました。最初の段階では初めての人が多い中で、もじもじしながらスタートしたのですが、改めて子どもの権利条約の40項目を子どもたちと学んでいく中で、それぞれ皆が違っていてこの部分が良いよね、というところをお互いに言い合う中でどんどん盛り上がっていって、最後に自分たちでできること、地域福祉でどういったことができるか、という質問を行った形となっています。こちらの設問の段階では、ものすごく積極的に「これもできる」「これもできる」という形でシールを貼っていただきました。正直、こちらが想定していたより多くの表明を頂き、ディスカッションができました。

【渋谷委員長】

非常に上手く運営されたかとと思います。こういう形で整理をしていただいているが、もっとこういうことがあるのではないか、というようなご指摘があれば頂きたいのですが、いかがでしょうか。民生委員はまだまだ言いたいことがあると思いますが、いかがでしょうか。

【柳下委員】

民生委員は、和光市社会福祉協議会との関係が大変に良好になっていると思っています。大変ありがたいと思っていますが、民生委員は経験の豊かな方、新任の方で、それぞれバラつきがあります。問題は、相談事は一人ひとり全部違う相談が来るので統一することはなかなか難しく、新任の民生委員がなぜこんなことになっているのかと思うような、普段の生活とは違う非常に悩ましい問題が結構あるので、新しい人は対応に困るようです。民生委員の中でも研修を進めて共有というか知識を、知識というか経験が豊かでないとなかなか対応できない部分があり、一度に解決に導くということは難しいので、普段の生活の中から徐々に知っている関係になったらこう答えていかないと深入りし過ぎてしまったり、難しい場面でかえって親切にしたことが逆に出たり、うまく言葉では言えないのですが非常に活動の内容が複雑だということは思っています。

【渋谷委員長】

私は全社協に41年いたのですが、民生委員の担当は一度もしたことがないので偉そうなことは言えないのでですが、行政側の期待もありますが住民からの期待もいろいろありますね。それに全部、応えられる部分と応えられない部分があるのですが、かといって邪険にするわけにもいかないし、何をどこまでやっていいのかわからないですよね。

【柳下委員】

そうですね。今つなぐことを大事にしているということで、何か相談事があったときに対応できるようにしていくということで、御用聞きのように、こちらから見て心配だなと思っても、押し売りではないけれども心配をしきりでも深入り過ぎてしまうし、その微妙な加減が何とも言えないところですけれども、その辺りをうまく経験をしながら学んでいくことしかできないのか、今はそれが難しいところですね。

【渋谷委員長】

その辺りの難しさを、できるだけ周りがわかってあげるのがとても大事ですね。昔は、民生委員が制度に据え付ければよいという考えだったので、制度が増えるに従って、制度で対応できないことがいっぱい出てきました。そうすると、民生委員がどう受け止めていいかわからないし、民生委員に「お願いします」と言ってこられても、困ることがたくさんありますよね。その辺りをうまくバランスを取りながらやっていただいて、そういう難しさを理解していただきつつ、民生委員もそうしていかないとなかなかできないですよね。

【柳下委員】

今は地域包括支援センター等の施設がたくさんできたので、そういったところとできるだけ連携していろいろと対応してもらったり、対応したり、情報交換をしながら活動しています。以前、民生委員が1人で一生懸命に面倒を見ていた人が1週間訪問しなかつたら亡くなっていたときに、とてもショックを受けた人がいました。地域包括支援センター等と連携することによって、お互いに情報を持っていて情報交換をしていると、非常に肩の荷が軽くなることもあります。民生委員もいろいろなところとつながって対応できるようにしていくと、しんどさも少なくなるし、いろいろな効果も深くなるのかなと思いますので、いろいろと連携することが大事かなと思うようになりました。

【渋谷委員長】

今のようなことは計画にはなかなか書きづらいことですが、皆さんに理解していただき事実を伝えることはとても大事なことだと思いますので、計画そのものには反映されなくてもそのことを考えられるような場等があり、理解を得ることはとても大事だと思います。

ついでに深入りしてしまいましたが、この中で計画に載せているものはありますが、計画ではないけれどもこういうことを考えなければいけないということがあるかと思いますので、ここで今すぐではなくてよいですけれども、委員会でせっかくこれだけ論議してまいりましたので、そういうものも何らかの形で示せると良いのではないかなと思います。

誘導してしまいましたが、計画についていかがでしょうか。後でもいいですが早めにちょっと計画そのものを変えるのであれば、具体的に問題提起だけでもしていただくとよろしいかと思います。

【辻委員】

8ページで「地域福祉とは、地域に暮らす全ての住民が」と記載がありますが、当然ここには外国人も含まれているのですね。現在、和光市に住む外国人は、令和2年で2,600人、大体3%です。日本の平均と同じくらいですね。これからやはり、国の政策もいろいろなところで言われて反対運動も起こったりしていますけれども、増えていく方向に向くのだろうと思います。こういったところで、外国の方がどれだけ地域共生社会の中にうまく入り込んでいただけるかというようなことも、大きな課題となってくると思います。

思いついたのですけれども、9ページの「誰もが役割を持てる地域共生社会」の中には、この絵は日本人だけになっていると思います。こういう中にも、外国の人のイメージも入れておいたほうがいいではないかと思いました。

それから、令和2年、2020年の定住外国人の方については、住民基本台帳に記載された方のみですね。そうすると、多分この倍くらい住んでいる可能性があります。そういった意味では、西大和団地等ではいろいろな言葉が聞かれるわけで、そういった方たちが悩んでいたとしても、言葉がわからなければ相談にも来られない、どうしていいかわからない、システムがわからない状態が出てくると思うので、その辺りは今後の大きな課題になってくると思います。

それに通じて、埼玉県でも大分話題になってきましたけれども、ヘイトの問題。やはり海外主義の問題も含めてこれは最初に抑えておかないと、どこからか人がやってきて大声で叫ぶというようなことも出てくる可能性がありますので、ぜひそういったことも含めてどのように対応していくかということも考えていいかないといけないと思います。

【渋谷委員長】

どうでしょうか。外国籍の方も含めて。

【事務局】

こちらについては、当然福祉としても地域共生社会や多文化共生というような形の中で、外国籍の方も含めて考えていかなければならないというところと、こちらが福祉の計画になっている方で人権の計画も和光市として持っています。そちらで強く打ち出した中で、市全体で進めていく形をとらせていただいている。

また、実際にこここのところ、外国籍で日本語が話せない人が窓口に来ることが多くなっていますが、ICTやインターネット等が普及しスマホアプリ等で翻訳ができる、ある程度の意思疎通が図れるようになっており、今まででは喋れないからと止まっていたところが、機械を通じてではありますが意思疎通が図れるようになってきていると、実感としてあります。

【渋谷委員長】

この計画は、市民と住民を書き分けているのですか。

【事務局】

市民と住民について書き分けている、そのことを8ページに書かせていただいている。8ページの一番下の段、「市内在住・在勤・在学者のことを含め、市内で活動されている方等、本市に関わりのある方」を市民と呼ばせていただいております。住民と使い分けたときには本市に実際に住んでいる人と、この計画ではしています。

【渋谷委員長】

外国人の問題についてはいろいろと切実な問題があるようですが、福祉のサイドから考えると、外国人が生活しているのをどう支えるかというのが今の流れになりますね。ただ福祉関係者でいうと、私が状況を理解しているのは、外国人支援の助成をやりましたがとても喜ばれました。喜ばれた理由は、自分たちを誰も助けてくれなかったからだといいます。そういうことは、福祉としてもきちんとやるべきことだと思います。これは意識問題なので計画に書くのは難しいところがあり、そこは皆さんの方で計画にどう書くかだけではなく、どういったことを進めるかを考えていただければと思います。

1年か2年前にNHKのテレビで、ゴミ捨て場に住民が立っていて、チェックしているのではなくゴミの捨て方を教えていたという話をやっていました。そのようなことがやはりちょっと広い意味での福祉ですけれども、そういうことが多分必要なのではないかと思いますので、計画に書くだけではなくそういうことも進めていくことがこの計画の中にも現れているのかなと思うので、さらに書くことがあれば触れていただくとよいのではないかと思います。私の関心は外国人の人を受け入れる側も政治的な話はあるにせよ、実際に人をどう支えるかというのは、福祉にとっては非常に物差しになると思います。

【大谷委員】

先ほど、説明のありました「福祉共育」について、各学校が授業等でやることが多くなってきているのかわかりませんけれども、関わっているものとしては年々「福祉共育」が少なくなっていると感じています。学校によっては小学4年生が対象なのですが、社会福祉協議会の勉強をしているところや、実際に当事者の話を聞きながら体験をする学校など様々ですが、全体的に減っていると思っています。これは地域でお互いに暮らすものにとっては、子どものときから共生社会は必要だと思っていますので、学校で取り入れると同時に、地域でもそのようなことができるしくみづくりを、これから計画に入れていただけるとよいのではないかと思いました。

【渋谷委員長】

実は「福祉共育」、ボランティア学習団体があって、埼玉はなかなか学校のガードが固くては入れないという現状があるので、それはぜひ皆さんに応援していただきたいと思います。計画に入るかどうかということもあります、社会福祉協議会の方ではどうでしょうか。

【社会福祉協議会】

「福祉共育」で言いますと、大体秋の時期に小学4年生が対象で、市内9か所の小学校と3か所の中学校で、車いすを押す練習をしたり、視覚障害者の体験をするためにアイマスクを付けてガイドヘルパーの練習をしたりしています。大谷委員は減っているとおっしゃっていましたが、私の感覚では増えてきたような気がしなくもありません。ただ、実際に普段関わっていない方に見えるか見えないかと言うと、学校の中でやっているものなので、なかなか見えなくなっているということはあると思います。

また、必ずしも小学校が社協に依頼をするわけではなく、他の社会福祉法人等に依頼しているパターンもあるので、そうなると社協ではわからず事後報告で知ることがあり、その点では連携が弱いところがあるかと思います。

委員長がおっしゃったように、学校が忙しい時間の中でどれだけ福祉に関わるプログラムを年度の初めに考えられるか、どれくらいウェイトを置けるか、なかなか難しいところです。また、担当の先生の熱意にもよるので、そこをどれだけ社協として「毎年やりましょう」「昨年はこのようにやったので今年は

どうでしょうか」など、こちらから働きかけるようなことができればよいと思っています。

また、地域の皆さんにとっての「福祉共育」という意味では、地区社協の皆さんに「福祉共育」のタイミングで一緒にボランティアをやっていただけないかとお誘いして、社協の職員やボランティアセンターの職員だけでなく、ボランティア連絡会の皆さん、それ以外の地区社協の皆さんにも、子どもたちと一緒に学んでいただき、子どもたちをサポートしていただく形にしました。長く人生を歩んでいる方たちなので、ある程度のことは何となく知っていたけれど初めて聞いたと言っていただいて、とてもよかったですと聞いています。その知識がうまく地域のイベント等につながっていくとよいと思いますが、まだ弱いところがあるので、私たちが頑張る必要があると思います。

【渋谷委員長】

計画の中にも入っていますが、今の発言を踏まえてもう少し評価する必要があるか、あるいは他のところで事業等をご検討いただくとよいと思います。

【大谷委員】

私は地域で地区社協もやっていますが、つい最近、地域で困ったことが起きました。70代半ばの方が認知症になり徘徊することが多く、その方はもともと子どもが好きでしたので、子どもに声をかけることでその保護者が不審に思い、管理事務所に苦情がたくさん来ていました。私も不審者ではないと言いながらも、こういうことはどうしていけばよいのかと思いました。お父さんやお母さん、子どもにしてみれば変なおじさんになってしまふかもしれません、それを地域で見守りながら暮らしていくという社会づくりが必要な反面、実際にそういうことが起きているときに、「福祉共育」の充実は家庭にも大事ですが、もっと必要なのかなと思っています。

【渋谷委員長】

ありがとうございます。よくあることですが、悲しいことです。知的障害の人も、変な人がいるから通学路に来ないでくれという話になってしまいます。そのようなことは計画の中での文面を改めて確認していただいて、計画とは基本的にこのような状況をどうするかということだと思いますので、少し直していただければと思います。時間の問題もあるので後で言っていただいても結構ですが、先に進めたいと思います。

それでは第4章に入ります。

【事務局】【社会福祉協議会】

資料1に基づき、第4章を説明

【渋谷委員長】

第4章で、ご意見ご質問があればおっしゃってください。

【齋藤委員】

内容ではなく枝葉末節のところになってしまふかもしれないのですが、11月7日現在の素案というところなので、これからブラッシュアップしていくと思うのですが、この冊子を初めて手に取られてご覧になった方にどう伝わっていくのかという視点で読んだときに、少し気になったところがあります。例えば、先ほどから何度か出てきている「福祉共育」という言葉ですが、「福祉共育」が何か、こういうことを目

指す福祉共育であるという説明がありません。「教育」とは普通は教え育てるだと思うのですが、これは共に育み育てる「共育」という言葉を使っていますので、先ほどの市民は、住民はこういうことです、というような注釈がないとわかりません。多分、携わっている方は一般的に使われていると思うのですが、私は初めて「福祉共育」という言葉を知りました。何となくイメージはつかめると思いますが、一般に流通している言葉ではないかと思います。初めて聞いた方がどのように感じるのか、もしかすると読み飛ばしてしまうのではないかと思いました。「福祉共育」というこの字をわざわざ使っているのは意味があると思いましたので、これが82ページ⑦⑧、84ページ⑥のところに出てくるので、何気なく使われているのですけれども、多分意味があつて使われている言葉だと思いますので、文字情報としてはそこは正確に伝わるように記述した方がよいのではないかと思いました。

87ページ④「日常生活圏域に内にある他の小学校区」の部分は、日本語がスムーズに読めなかつたので、その部分を読みやすく直してもらえばと思います。

88ページに「見守りシステムについては、ICTを積極的に活用していくほか」とあり、ICTが突然出てくるので、私が知らないだけかもしれません、一般的にはあまり使わないかもしれませんので、ICTとは何かという注釈があつた方が親切ではないかと思いました。

【渋谷委員長】

私も福祉の仕事をしていて慣れてしまつてるのでわからないところがあるので、他にも点検をしていただきたいと思います。ちなみに「福祉共育」というのは、私は大学は教育学部ですが、福祉の仕事に入ったんですよ。とても大変だったのは、福祉の人は教育の悪口を言うですよ、教育の人は福祉の悪口を言うですよ。困つてしまつて、「福祉共育」ということで、私はその仕事をしていましたから、確かにわかりにくくいですよ。丁寧に説明をしていきたいと思います。

「地域福祉」「地域共生社会」も、説明し始めると大変ですよね。ここはむしろ逃げた方がよいかもしれません、そういったことも含めて検討、チェックをしたいと思います。他にいかがでしょうか。

【辻委員】

質問にもなるのですが、見守りネットワークで市社協や様々な機関の方々が見守り者になることはわかるのですが、それぞれの生活圏域の中で見守りをしていただける市民の方数名を各年度に指名して、さらに増やしていくような制度にしないと、私のところも一昨年に自治会、町会がなくなりました。そういうところがいくつあると聞いているので、あるいは住民の話し合い会や見守りをする人等が問題をどこに持つて行つていいかわからないというのは、概ね誰もそう思つていています。問題はあるけれど、どこに持つて行つたらよいのか。大体は区役所に電話するとか。社協も市役所の中の組織だと皆は思つていますから、そこに電話する方もいると思いますが、大体の人がわからないからわからないで終わつてしまつと思います。ですから、世話人が今までにあるなら教えていただきたいです。ないのであれば、そういったことを育成していく方向性があるのかどうか教えていただきたいです。

【渋谷委員長】

これは社会福祉協議会ですか。

【社会福祉協議会】

実際に地域の中で見守る人を、どう育成するかということですね。なかなか難しいところはあると思いますが、例えば地区社協の活動の中で、実際に見守りをしている方もいらっしゃいます。ただ、個別に見

守ってくださいね、と言うのもなかなか難しいと思います。そうしたときに、今少し思いつくところですと、例えば地域のつながりを作っていくことの重要性等を啓発していく機会であったり、まずはそういうところが必要なのかなと思っております。

地域の課題やちょっとした困りごとに気づいたときに、どこにつなげたらよいのかということも、先ほどの相談機関の周知にもなるかと思いますが、そういったところの周知もあわせて必要なのかなと思っています。ネットワークでこの人を見守ってくださいと世話役のような人を作るという設問の答えとは違うかもしれません、そういった市民の方に、「誰が見守るか」ではないですが、課題等に気づく人をいかに作っていくか、増やしていくかというところかと考えています。

【辻委員】

何かそういった具体的なアクションがあるのかどうか。ないとすれば、その地域の中で、一般的に見守りと言っても、市役所と社協でという話になってしまって、全体的に市として、見守りする人が全部やらなければいけないということではなく、どういうふうに位置づけるのかわからないのですが、そういう人たちを募集して一定の研修等を受けていただくような方法をとるなど、面倒だと思うが今後は必要になってくるのではないかと私は思っています。

【渋谷委員長】

見守りネットワークは地域によってかなり違い、きちんと説明しないとわからないと思います。歴史的なところを言うと 1970 年代から始まり、そのときから見守り支援なのですが制度が整っていない状態ですから、制度に則って解決しないという時代ですよね。そうすると、住民自身が実際に支えないということがあるのではないかと思います。

その点はだんだん制度ができるに従ってなくなってきたが、近年わかつってきたことは、介護現場等がいくら進んでも制度では解決できない問題がたくさんあり、特に孤独がそうです。孤独はどこか専門機関に持って行ってもどうしようもないで、そういうときは住民自身が助ける、発見するだけではなく支えるということが必要になるので、そういったことも含めてリニューアルをここ 20 年くらいしていると思いますが、そのところをきちんと説明しないで単純に見守り支援という言葉だけを言ってしまうと、単純に思っているのかという話になるので、住民がそこまでよく思っていただけるかどうか難しいですけれども、民生委員だけではとても間に合わないし、身近な存在だからわかることもあるので、「これは何なのか」ということをきちんと整理して説明をした方がよいと思います。

見守り支援ネットワークは社協が伝統的にやっていることですが、慣れてしまって説明が不十分なところは全国的にもあることなので、改めて整理していただければと思います。福祉の制度ができると専門職に任せてしまうことがあるので、専門職ではかえってわからないことがあるということを、業界の中でも住民にも知っていただく必要があり、そのような意味では重要なしきみになっていると思います。

他にいかがでしょうか。第 5 章に入ってよろしいでしょうか。

【事務局】【社会福祉協議会】

資料 1 に基づき、第 5 章を説明

【渋谷委員長】

ありがとうございます。委員の皆さんでご意見ご質問があればお願ひします。

【齋藤委員】

先ほどの4章からの続きで文字上の表現の話なのですが、96ページ、上から4行目と6行目に「日自事業」という言葉が出てきますが、これは省略しないで「日常生活自立支援事業」とした方がよいのかなと思います。5文字だけなので省略する必要はないのかなと思います。いきなりこれを読んだ人は何のことだと思いますので、次に読めばわかると思いますが、その方が親切なのかなと思います。

108ページ、上から12行目のところに「令和6（2024）年」の後にまた括弧が入っているので、消してもらえばよいと思います。

109ページ、施策2「女性の自立を支援する体制の整備」の本文2行目「自立した生活の実現するための支援」というところが、日本語として読みづらいと思います。「自立した生活を実現する」などと読みやすくしていただければと思います。以上2点です。

内容に関しては、99ページ「相談受理フロー」で、冊子の性格上どこまで入れたらよいかということもあるのですが、もし紙面が許すようであれば、市民の方が気になるのは、これは後見を開始するまでのフローになっていると思いますが、後見が実際に行われてどのように終わっていくか見えた方がいいのかなと思います。それほど詳しく書く必要はないと思いますが、監督人が付くことや後見が終わるときの死後事務のこと、相続の人がいらっしゃらず法定相続人が選任されることなど、その点もあった方が全体が見えてよいと思います。私からそうしてほしいということではなく、冊子の性格上どこまで入れればよいのかわからないですが、市民のレベルからはそこまで見えている方が安心するのかなと思いましたので、申し上げました。

【渋谷委員長】

ありがとうございます。死後事務は別の問題も出てくるので、書くとすればその辺りは考えなければいけないですね。今、死後事務のことは色々と検討を諂っており、意見対立もあるのでどうなっていくかわかりませんが、それも含めて書ける範囲で、今ご指摘のとおりに対応していただければと思います。

成年後見制度でどこまでやるか、日常生活自立支援事業を支える人はどうすればよいのかという関係で、できるだけ利用しやすい日常生活自立支援事業が一つの議論になっていますが、もちろんわかりやすくしなければいけないので、そのように進めていただければと思います。

いかがでしょうか。専門的な話が出てきたので少し受け取りにくいと思いますが、ご質問を含めて後で頂ければと思います。質問をある程度こなさないと計画自体が不十分だと思いますので、いかがでしょうか。

【大谷委員】

全体を通して、今回かなり分厚くて、なおかつ専門用語がたくさん入っていて難しいなど。これを住民が見たときにどうなるかと考えたときに、私なりに思ったことは、表紙の裏や最後でもよいので、先ほどからお話がありました「福祉とは何か」と聞かれると答えはなかなか出にくく、「普段の暮らしの幸せ」だと思います。「普段の暮らしの幸せ」は皆が持っている権利だということをどこかにうたっていただくと、聞いてみてもいいのかな、となるのではないかと思いました。私もわからないことだらけで、聞かれたときにどのように説明したらよいのかと思ったときに、それがこの中に網羅されていることでつながっていくのかなと思ったので、そういう文言が大きく入っているとよいのではないかと思いました。

【渋谷委員長】

確かにおっしゃる通りですね。地域福祉という考え方の整理がついてきたので、計画そのものに大前提の解説があるとよいと思います。

他はいかがでしょうか。ご意見がある方は、後で手を挙げて発言していただければよいのですが、基本的にはパブリックコメントの前、11月28日までにお伝えください。パブリックコメントの後のことは、事務局から説明してもらいます。

事務局の方では先ほどの質問の件、さらに頂戴した意見を踏まえて第五次計画の案を修正し、パブリックコメントに臨んでいただきます。その後の調整については、私も皆さんから頂いたことを否定することはありませんので、委員長に一任していただき調整をするということにしたいと思います。私ももう少しわかりやすくどうするかということや、今は法律が変わろうとしているのでそれに対してどうするか、私の勝手なことですが、例えば1年後等にまたご意見を頂いたり、場合によっては作り直す必要も出てくるかと思うので、そのようなこともどうかなど委員長の立場として思っています。それは主催者の方で、最終的に整理をしていただければと思います。

議題（2）パブリックコメントについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料2、資料3に基づき説明

【社会福祉協議会】

当日配布資料に基づき、法人化45周年講演会について案内

【渋谷委員長】

講演を行う菊池氏を私が知ったのは事務局長の頃で、その後に常務理事になって会長になって、さらには秋田県社協の副会長になっています。この人は天才なので、普通に話を聞いたらわからないです。すごいなと思うだけになってしまいます。私は少し終盤でお時間を頂いて、どのようなことで苦労したのか聞きたいと思っています。この話はぜひ聞いていただくと、勇気づけられると思います。

【柳下委員】

ひとつ質問をしてもよいですか。67ページの地区社協の圏域図のところで、真ん中に109号線という道路があるのですけれども、109号線の上に丸山台2丁目と丸山台3丁目があって、下に中央1丁目と中央2丁目があるのですが、この4つは今は同じ地区社協のエリアになっているので、この下の中央2丁目の色を上の色に変えていただけるようお願いしたいと思います。

【事務局】

赤い色は、基本的には小学校区の4小学校区の形として入っています。

【柳下委員】

社協の地区とは異なるのですね。概ね形が変わっているので。

【社会福祉協議会】

中央2丁目の文字がある上と下の辺りで、色が変わっているのですね。

【渋谷委員長】

地域割は難しいですよね。

【社会福祉協議会】

逆に細かく線を引いてしまうと、それはそれで具合が悪くなってしまうのです。特に私が担当している本町と第三小学校の辺りは、元々の校区から変わっているので自治会との棲み分けがうまくできておらず、本町小学校区は第三小学校区側に少しかかる感じで自治会まで全部入っていて、そういう意味では校区ではないのです。なので、計画には第三次のときから概ね小学校区と「概ね」という言葉を使わせていただいている。「概ね」という言葉も、基本は小学校区なので「通りの前に住んでいるが私は活動に参加できない」と思われてしまうと、救えるものも救えなくなってしまうので、この書き方については検討したいと思います。

【渋谷委員長】

全国的に合併等が進んでいて、あるいは小学校の廃止等が出てくるので、校区割がとても難しくなっています。和光市も大変だと思いますが、これもいろいろ皆さんにも関わっていただきながら落ち着けるようにすると思います。特に民生委員は気になりますよね。

【事務局】

一応、色はぼやかしていますが、調整させていただければと思います。

【渋谷委員長】

それでは繰り返しになりますが、11月28日まで、パブリックコメントの前までに事務局にご意見を頂きたいということがあります。

また、次回会議は、パブリックコメントにおいて提示された意見について、委員会で論議をするということになりますので、日程についてはまた後程調整するということになっております。よろしくお願ひいたします。

【大谷委員】

パブリックコメントの説明会というのは、住民にはどのような形になるのですか。市の広報だけですか。市の広報だけだと見落とし等もあると思うので、例えば地域にチラシ等を撒く方法等も検討いただければと思いました。

【事務局】

広報の12月号に掲載することと、あわせてLINE、X（旧Twitter）、ホームページで周知させていただくことを想定していたところです。こちらについては、できるだけ多くの方からご意見を頂戴したいところですので、公共施設等にも協力を仰いでパブリックコメントを行うことの周知を図りたいと思います。

【大谷委員】

例えば、もしボランティア連絡会や地区社協にこういったことがあるとお知らせをしてもよいですか。

【事務局】

こちらはぜひ、地域福祉コーディネーター等にPRしていただきながら、意見募集していただきたいと考えています。

【社会福祉協議会】

かしこまりました。

【渋谷委員長】

ご意見については時間の制限がありますので、28日までに事務局にご提出いただければと思います。もし何かあれば、この後、私は少し会場にいますのでご意見ご質問を頂ければと思います。よろしいでしょうか。

以上をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

以上